【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 2022年6月17日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 西本甲介

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03 - 5805 - 7050(代表)

【事務連絡者氏名】 CFO・常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員

高 波 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03 - 5805 - 7401

高 波 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月16日開催の第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2022年6月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金 14.71円 総額 4,182,391,345円

口 効力発生日 2022年 6 月22日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 本店所在地の変更

当社は、オフィス環境を整備することで、経営効率の向上と事業の発展を図るため、東京都千代田区に本社事務所を移転する予定であり、これに伴い現行定款第3条(本店の所在地)を変更するものであります。また、当該規定の効力発生日に関する附則を設けるものであります。

ロ 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更後定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を とる旨を定めるものであります。

変更後定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(変更前定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

ハ その他

現行の会社法の条文に合わせるための変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

西本甲介、大野龍隆、金谷知樹、清水重貴、徐少淳、中野庸一、清水新および栖関智晴を取締役に 選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

和田高明を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

市川静代を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	2,401,955	197,001	0	(注) 1	可決 (92.37%)
第2号議案 定款一部変更の件	2,598,565	391	0	(注) 2	可決 (99.93%)
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 3	
西本甲介	2,471,170	121,113	6,669		可決 (95.03%)
大 野 龍 隆	2,498,854	100,098	0		可決 (96.10%)
金谷知樹	2,572,127	26,827	0		可決 (98.92%)
清水重貴	2,572,146	26,808	0		可決 (98.92%)
徐 少淳	2,572,085	26,869	0		可決 (98.92%)
中野庸一	2,578,128	20,827	0		可決 (99.15%)
清水新	2,578,143	20,812	0		可決 (99.15%)
栖 関 智 晴	2,578,145	20,810	0		可決 (99.15%)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
和田高明	2,552,202	45,904	850		可決 (98.15%)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
市川静代	2,551,721	47,235	0		可決 (98.13%)

- (注) 1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。